促進区域の指定プロセスの詳細概要

有望な区域選定のための情報収集

①国による既知情報の収集

A.都道府県からの情報収集（要望聴取）
・促進区域の指定を要望する都道府県は、以下の情報を国に提供
a. 促進区域の候補地
b. 地元関係者との調整状況（利害関係者を特定し、協議を開始することについて同意を得ているか（協議会が設置できる状況にあるか））
c. 促進区域の指定の基準等に係る都道府県の保有する情報（風況、水深、海底面底質、波高、離岸距離等）

B.その他の情報収集
・都道府県以外の関係者からの情報収集・調整等
・その他必要な既知情報の収集

【3か月～】
➢ 公平、公正、透明性の観点から、一定の期間（3カ月程度）の下で都道府県等から情報収集（要望聴取）する。

②第三者委員会の意見も踏まえ、有望な区域等を整理（定期的に開催）

【１か月～】
➢ 第三者委員会の開催。

協議会における調整

③協議会の設置

④促進区域の指定について協議

⑤利害関係者を含め、**促進区域案について合意**。

国による詳細調査

③'調査実施区域の優先順位の決定

④'必要な**調査の実施**
・自然状況
・船舶航行
・系統の状況　等

⑤'促進区域候補の絞り込み

【３カ月～】
➢ 協議会については地元のご理解が前提となるため、これ以上の期間がかかる可能性もある。

⑥第三者委員会における促進区域の基準への適合性評価を踏まえ、促進区域案を決定（定期的に開催）

【１か月～】
➢ 第三者委員会を開催。

促進区域案について、⑦**公告し、意見聴取** → ⑧**関係行政機関の長への協議 、関係都道府県知事・協議会の意見を聴取**

【２か月程度】
➢ 法律上の手続き。

⑨促進区域の指定

【年度ごと】公平性を確保しつつ、継続的・計画的に運用するため、年度ごとに開始。